

土合四六の七、四六の一九、五一の一、竹ノ輪字入中五三四の三、五三五の二、五三八の二から五三八の四まで、五三九の二、五三九の三、五四〇から五四三まで、五五三から五五五まで、五六四の二から五六四の六まで、五六五の二、五六五の四、五六五の五、五六六の二七

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次とのおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

○農林水産省告示第千四十四号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年六月十七日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
広島県庄原市西城町大屋字小三田山八六〇の二（次の図に示す部分に限る）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

(二) 变更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度 次とのおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(4) 間伐に係る伐採種は、定めない。

○農林水産省告示第千四十六号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年六月十七日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

二 保安林の伐採の限度 次とのおりとする。  
島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千四十八号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年六月十七日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島県南会津郡下郷町大字湯野上字掃川山乙一一二三の五

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

(二) 立木の伐採の限度 次とのおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千四十七号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年六月十七日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

(一) 立木の伐採の方法

(二) 变更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度 次とのおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千四十九号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年六月十七日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島県南会津郡下郷町大字湯野上字宇津沢山乙四二二

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(一) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(二) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度 次とのおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。